

随意契約および比較見積省略理由書

工事名称：一級河川 木津川外 木津川水門外無停電電源設備外補修工事

西大阪治水事務所が所管する水門は、高潮または津波発生時に水門の閉鎖を行い、浸水を防止することにより、府民の生命と財産を守る重要な役割を果たす防災施設であることから、施設の機能維持を適正に行う必要がある。

本工事は、安治川水門、尻無川水門、木津川水門が迅速かつ確実に稼動することを目的として、各水門の電気設備の補修工事を実施するものである。

当該設備には、当初設置した業者が独自に開発した技術等を採用し、各水門の機能・構造に合わせた固有の設計が行われているほか、これらの情報技術が設置者の技術財産として公開されていない。

したがって、本工事は、当該設備の詳細設計図面・設計資料および専門知識を有し、かつ、図面等では表記されていない設計思想を理解し、システム操作のノウハウを熟知している等、当初施工した業者でしか実施できない内容である。

以上のことから、本業務を実施できるのは当該機器の設計、製作、据付を行った三菱電機株式会社から保守点検、維持管理、補修工事等メンテナンス部門を受け継いだ三菱電機プラントエンジニアリング株式会社西日本本部以外にその能力を有するものがないことから、同社より見積りを徴取することとし、その見積り価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

なお、本件は上述のとおり、「特定のものでなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により比較見積りの徴取を省略するものです。